



池田市公報

第108号
 発行所 池田市役所
 発行者 池田市長 瀧澤 智子
 編集 総合政策部 法制課

令和5年2月1日発行

目次

<u>条 例</u>	(ページ)
○ 池田市個人情報の保護に関する法律施行条例	2
○ 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例	3
○ 池田市事務分掌条例の一部を改正する条例	4
○ 審査請求における提出書類等の写しの交付に関する手数料条例の一部を改正する条例	5
○ 公民館条例の一部を改正する条例	6
○ 池田市教育センター条例の一部を改正する条例	6
○ 人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例	7
<u>規 則</u>	
○ 池田市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則	21
○ 池田市保育の利用調整及び保育所への入所等に関する規則の一部を改正する規則	22
○ 池田市公益活動促進センター・男女共生サロン指定管理者選定・評価委員会規則を廃止する規則	22
○ 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	23
○ 池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則	23
○ 池田市給付費管理支援システム等整備事業者選定委員会規則	23
○ 池田市債権管理条例施行規則の一部を改正する規則	24
○ 池田市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	24
○ 池田市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	24
○ 池田市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則の一部を改正する規則	25
<u>訓 令</u>	
○ 庁用自動車の管理及び運用に関する規程	25
<u>選挙管理委員会</u>	
○ 池田市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程	26
<u>池田病院</u>	
○ 市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	27
<u>上下水道部</u>	
○ 池田市水道事業及び公共下水道事業会計規程の一部を改正する規程	40

本号には、令和4年10月2日から令和5年1月1日までに公布等をした条例、規則及び訓令のほか、選挙管理委員会、池田病院及び上下水道部の規程を掲載しています。

条 例

池田市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和4年12月22日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第24号

池田市個人情報の保護に関する法律施行条例

池田市個人情報保護条例（平成16年池田市条例第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（個人情報登録簿の作成及び公表）

第3条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、当該市の機関が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイル（本人の数が規則で定める数に満たないものを除く。）について、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他法第75条第1項の政令で定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報登録簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

（1）法第74条第2項第1号から第8号まで及び第10号に掲げる個人情報ファイル

（2）法第75条第2項第2号及び第3号に掲げる個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、市の機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報登録簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報登録簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報登録簿に掲載しないことができる。

（開示決定等の期限）

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にななければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から29日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この条の規定を適用する旨及びその理由

（2）残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（開示請求に係る手数料及び費用負担）

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法の規定に基づく保有個人情報の開示の請求に係る写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、規則で定める。

（訂正決定等の期限）

第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にななければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第8条 市の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等を行えば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により

通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限
(利用停止決定等の期限)

第9条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にならなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
(利用停止決定等の期限の特例)

第10条 市の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限
(池田市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第11条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関は、池田市情報公開・個人情報保護審査会とする。
(運用状況の公表)

第12条 市の機関は、毎年度、開示請求の処理状況その他の法の運用に関し規則で定める事項について、市長に報告するものとする。

- 2 市長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、それぞれ市の機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前になされたこの条例による改正前の池田市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第16条、第29条又は第36条の規定による請求に係る開示、訂正又は利用停止の決定、費用の負担、審査請求その他の手続については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にした旧条例の規定による違反行為の処罰については、施行日以後も、なお従前の例による。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第25号

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(池田市みんなでつくるまちの基本条例の一部改正)

第1条 池田市みんなでつくるまちの基本条例(平成17年池田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第13条中「別に条例を定め」を「法令、条例等の定めるところにより」に改める。

(池田市情報公開条例の一部改正)

第2条 池田市情報公開条例(平成16年池田市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、写真、マイクロフィルム」を削り、同条第3号中「若しくは視聴」を削る。

第9条第2項中「池田市個人情報保護条例(平成16年池田市条例第2号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

第15条第2項中「、図画又は写真」を「又は図画」に改め、「、マイクロフィルムについては視聴又は写しの交付により」を削る。

(池田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 池田市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年池田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び池田市個人情報保護条例(平成16年池田市条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。)」を「第20条及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問し、」に、「の規定による諮問に応じ調査審議する」を「第7条第4項の規定により意見を聴く」に改める。

第2条第1号中「又は個人情報保護条例第43条」を削り、「した実施機関」の次に「(情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。)又は個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関(議会を除く。)をいう。」を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、個人情報保護法第94条第1項に規定する訂正決定等又は個人情報保護法第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)をいう。

(池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部改正)

第4条 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成18年池田市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項を次のように改める。

市長は、指定管理者が保有する文書(規則で定めるものを除き、指定管理者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(公の施設の管理の業務に関する部分に限る。)をいう。以下この項において「保有文書」という。)について、池田市情報公開条例(平成16年池田市条例第1号)第5条又は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第1項の規定による開示の請求をされたときは、当該指定管理者に対し、当該請求に係る保有文書の提出を求めることができる。この場合において、当該指定管理者は、これを拒むことができない。

第12条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第2項の決定に対する不服に関し」を「前項の規定による請求に係る審査請求について」に改め、「第7条第4項」の次に「の規定」を加え、「資料提出又は事実陳述」を「資料の提出又は事実の陳述」に改め、同項を同条第2項とする。

(池田市債権管理条例の一部改正)

第5条 池田市債権管理条例(平成30年池田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(池田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に池田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年池田市条例第24号)による改正前の池田市個人情報保護条例(平成16年池田市条例第2号)第43条の規定により池田市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)にされている諮問及びこの条例の施行の日以後に池田市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2項の規定により審査会にされた諮問に係る審査会による調査審議及び答申並びに答申書の送付等については、第3条の規定による改正後の池田市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に第4条の規定による改正前の池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第12条第2項の規定により受理した開示請求に係る開示に関する決定、費用の負担、審査請求その他の手続については、なお従前の例による。

池田市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第26号

池田市事務分掌条例の一部を改正する条例

池田市事務分掌条例(平成7年池田市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 市民活動部

第1条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) まちづくり環境部

第1条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第2条を削る。

第3条第1号中「および」を「及び」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、同号の次に次の2号を加える。

(5) 行政組織及び事務改善に関する事項

(6) 行政管理に関する事項

第3条中第9号を第17号とし、同条第8号中「競艇」を「ボートレース」に改め、同号を同条第9号とし、同号の次に次の7号を加える。

(10) 広報その他の情報発信に関する事項

(11) 広聴、市民相談、情報公開及び個人情報保護に関する事項

(12) 防災に関する事項

- (13) 市民安全に関する事項
- (14) 公共建築に関する事項
- (15) 公共施設等の適正管理の総合調整に関する事項
- (16) 法規に関する事項

第3条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 文書に関する事項

第3条を第2条とする。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 秘書及び渉外に関する事項

第4条第6号及び第7号中「および」を「及び」に改め、同条を第3条とする。

第5条（見出しを含む。）中「市民活力部」を「市民活動部」に改め、同条第3号中「商工、労働福祉および消費生活」を「市営葬儀」に改め、同条第7号を削り、同条第6号中「および」を「及び」に改め、同条を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 商工、労働福祉及び消費生活に関する事項

第5条第10号中「環境」を「市民の自治活動」に改め、同条第11号中「公害」を「公益活動の促進」に改め、同条第12号を削り、同条を第4条とする。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条に次の1号を加える。

- (6) 医療費助成に関する事項

第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条（見出しを含む。）中「まちづくり推進部」を「まちづくり環境部」に改め、同条第1号中「および」を「及び」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「建築」を「環境」に改め、同条を同条第3号とし、同条第5号中「公共施設等の適正管理の総合調整」を「公害」に改め、同条を同条第4号とし、同条第6号中「農林及び園芸」を「清掃その他環境衛生」に改め、同条を同条第5号とし、同条を第7条とする。

第9条の見出しを「（都市整備部の事務分掌）」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 農林及び園芸に関する事項

- (8) 開発指導及び建築指導に関する事項

第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（池田市総合計画審議会条例の一部改正）
- 2 池田市総合計画審議会条例（昭和43年池田市条例第25号）の一部を次のように改正する。
第6条中「SDGs政策企画課」を「政策企画課」に改める。
（池田市公共施設等適正管理委員会条例の一部改正）
- 3 池田市公共施設等適正管理委員会条例（令和2年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。
第7条中「まちづくり推進部」を「総合政策部」に改める。
（池田市いじめ問題調査委員会条例の一部改正）
- 4 池田市いじめ問題調査委員会条例（平成26年池田市条例第30号）の一部を次のように改正する。
第11条中「市民活力部」を「市民活動部」に改める。
（池田市地域包括支援センター運営協議会条例の一部改正）
- 5 池田市地域包括支援センター運営協議会条例（平成31年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。
第8条中「高齢者政策推進室」を削る。
（池田市地域支援事業等運営協議会条例の一部改正）
- 6 池田市地域支援事業等運営協議会条例（平成28年池田市条例第8号）の一部を次のように改正する。
第8条中「高齢者政策推進室」を削る。
（池田市都市計画審議会条例の一部改正）
- 7 池田市都市計画審議会条例（昭和44年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。
第8条中「まちづくり推進部」を「まちづくり環境部」に改める。
（池田市空家等対策協議会条例の一部改正）
- 8 池田市空家等対策協議会条例（平成28年池田市条例第9号）の一部を次のように改正する。
第7条中「まちづくり推進部」を「まちづくり環境部」に改める。

審査請求における提出書類等の写しの交付に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

池田市条例第27号

審査請求における提出書類等の写しの交付に関する手数料条例の一部を改正する条例

審査請求における提出書類等の写しの交付に関する手数料条例（平成28年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「（以下単に「手数料」という。）」を削る。

第4条第1項中「審査請求人等」を「、審査請求人等」に改め、「理由により」の次に「前条の」を、「ときは、」の次に「当該」を加える。

第5条第1項中「基づく池田市行政不服審査会」の次に「又は池田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年池田市条例第3号）の規定に基づく池田市情報公開・個人情報保護審査会」を加える。

別表中「150円」を「20円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の求めに対する交付に係る手数料について適用し、施行日前の求めに対する交付に係る手数料については、なお従前の例による。

（池田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

3 池田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「第12条」を「第11条」に改める。

第10条第1項中「、次項及び次条」を「及び次項」に改める。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

（池田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置）

4 施行日前にされた池田市情報公開・個人情報保護審査会条例第10条第2項の規定による求めに対する交付に係る費用の負担については、前項の規定による改正後の同条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第28号

公民館条例の一部を改正する条例

公民館条例（昭和39年池田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表ギャラリーB（※7）の項の次に次のように加える。

展示室	87.58	900	1,200	900	3,000	16,800	36,400
-----	-------	-----	-------	-----	-------	--------	--------

別表備考※4中「及びギャラリーB」を「、ギャラリーB又は展示室」に改め、「各施設の」を削り、「使用料は、」の次に「ギャラリーA又はギャラリーBについては」を、「3,000円を」の次に「、展示室については休館日1日につき2,800円を」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 展示室の使用に関する申請、許可その他の行為は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の公民館条例の規定の例により行うことができる。

池田市教育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第29号

池田市教育センター条例の一部を改正する条例

池田市教育センター条例（平成23年池田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第30号

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例

(池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年池田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(池田市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 池田市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年池田市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第4条 池田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 池田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年池田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項の表1の項中「375,000円」を「376,000円」に改める。

第33条第4項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第34条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

「240,200」 「242,000

242,200 244,000

244,200 246,000

246,200 248,000

248,100 249,900

250,000 251,800

252,100 253,900

254,100 255,900

256,000 257,800

258,100 259,900

260,100 261,900

262,100 263,900

264,200 266,000

附則別表第7中 266,000 を 267,700 に改める。

267,800 269,200

269,900 271,000

271,600 272,700

273,400 274,500

275,200 276,300

277,200 278,300

279,200 280,200

281,200 282,200

283,100 284,100

285,000 286,000

287,000 287,900

288,900 289,700

290,800」 291,200」

別表第1(備考を除く。)を次のように改める。

別表第1(第8条、第13条、第20条、第33条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の		円	円	円	円	円	円	円
	1	154,600	184,600	212,700	273,000	319,200	362,900	408,100
	2	155,700	186,400	214,600	275,200	321,400	365,500	410,500
	3	156,800	188,200	216,500	277,400	323,700	367,900	413,000

職員	4	157,900	190,000	218,400	279,600	325,900	370,500	415,400
	5	158,900	191,600	220,200	281,700	328,100	372,400	417,300
	6	160,300	193,400	222,100	283,900	330,100	374,900	419,600
	7	161,600	195,200	224,000	286,200	332,300	377,200	421,700
	8	162,900	196,900	225,900	288,400	334,500	379,700	423,900
	9	164,100	198,500	227,600	290,700	336,400	382,100	425,900
	10	165,600	200,300	229,500	292,900	338,600	384,800	428,000
	11	167,100	202,100	231,100	295,000	340,600	387,400	430,100
	12	168,700	203,900	232,700	297,000	342,800	390,100	432,200
	13	169,800	205,400	234,400	298,800	344,600	392,500	433,900
	14	171,200	207,200	236,000	300,800	346,600	394,800	435,700
	15	172,600	209,000	237,500	302,600	348,600	397,000	437,700
	16	174,000	210,800	239,000	304,200	350,600	399,400	439,700
	17	175,300	212,400	240,300	306,100	352,300	401,200	441,600
	18	177,800	214,200	241,900	308,400	354,300	403,200	443,400
	19	180,300	216,000	243,400	310,600	356,100	405,100	445,200
	20	182,800	217,800	244,900	312,900	358,000	406,900	446,900
	21	185,200	219,200	246,000	315,000	359,900	408,800	448,700
	22	186,900	221,000	247,500	317,100	361,800	410,600	450,200
	23	188,500	222,700	249,000	319,300	363,800	412,400	451,600
	24	190,200	224,500	250,300	321,400	365,700	414,300	453,100
	25	191,700	226,100	251,800	323,300	367,700	416,100	454,500
	26	193,400	227,800	253,000	325,300	369,600	417,600	455,800
	27	195,200	229,400	254,300	327,300	371,600	419,100	457,100
	28	196,900	230,900	255,500	329,300	373,600	420,700	458,300
	29	198,500	232,200	256,800	331,000	375,100	422,300	459,300
	30	199,900	233,800	258,200	333,100	376,900	423,600	460,000
	31	201,400	235,400	259,600	335,100	378,700	424,900	460,800
	32	202,900	236,900	261,100	337,200	380,300	426,100	461,500
	33	204,200	237,900	262,700	338,600	382,100	427,300	462,200
	34	205,500	239,400	264,400	340,500	383,500	428,600	463,000
	35	206,700	240,700	266,000	342,400	385,000	429,900	463,700
	36	208,000	241,900	267,600	344,300	386,600	431,100	464,300
	37	209,300	243,100	269,400	345,900	388,000	432,300	464,800
	38	210,600	244,100	271,200	347,800	389,200	433,100	465,400
	39	211,900	245,100	272,900	349,700	390,400	433,900	466,000
	40	213,200	246,100	274,600	351,500	391,500	434,700	466,600
	41	214,300	247,200	276,200	353,400	392,600	435,300	467,100
	42	215,600	248,100	277,900	355,200	393,800	436,000	467,600
	43	216,900	249,000	279,700	357,000	395,000	436,700	468,000
	44	218,200	250,000	281,200	358,700	396,100	437,400	468,300
	45	219,200	250,900	282,400	360,100	396,800	438,200	468,600
	46	220,300	252,200	284,100	361,400	397,500	439,000	
	47	221,300	253,400	285,700	362,800	398,200	439,400	
	48	222,300	254,700	287,400	364,200	398,900	440,100	
	49	223,300	256,000	289,000	365,500	399,500	440,600	
	50	224,200	257,400	290,700	366,400	400,100	441,000	
	51	225,100	258,600	292,500	367,500	400,600	441,400	
	52	226,000	259,800	294,300	368,600	401,000	441,800	
	53	226,300	260,900	295,800	369,400	401,400	442,200	
	54	227,100	262,100	297,500	370,300	401,700	442,600	
	55	227,800	263,400	299,000	371,200	402,000	443,000	
	56	228,500	264,500	300,600	372,100	402,300	443,300	
	57	229,200	265,600	302,200	373,000	402,600	443,600	
	58	230,000	266,600	303,900	373,800	402,900	444,000	
	59	230,700	267,800	305,500	374,600	403,200	444,300	

60	231,300	268,900	307,200	375,400	403,500	444,600
61	231,900	269,900	308,100	376,100	403,800	444,900
62	232,500	270,900	309,600	376,800	404,100	445,200
63	233,100	272,000	311,100	377,500	404,400	445,500
64	233,800	273,100	312,700	378,200	404,700	445,800
65	234,500	274,000	314,300	378,700	405,000	446,100
66	235,100	275,000	315,900	379,300	405,300	
67	235,600	275,900	317,500	379,900	405,600	
68	236,300	277,000	319,000	380,600	405,900	
69	237,000	278,100	320,500	381,000	406,100	
70	237,600	279,100	321,700	381,700	406,400	
71	238,200	280,000	322,900	382,300	406,700	
72	238,700	281,000	324,100	382,900	407,000	
73	239,300	281,500	324,800	383,300	407,200	
74	240,000	282,400	325,700	383,900	407,500	
75	240,700	283,100	326,500	384,500	407,800	
76	241,200	284,000	327,300	385,100	408,000	
77	241,700	285,000	328,200	385,500	408,200	
78	242,300	285,800	328,600	386,000	408,500	
79	242,900	286,600	329,300	386,500	408,800	
80	243,400	287,400	330,100	387,100	409,000	
81	243,900	288,200	330,900	387,400	409,200	
82	244,500	288,700	331,600	387,800	409,500	
83	245,100	289,100	332,300	388,200	409,800	
84	245,600	289,600	333,000	388,600	410,000	
85	246,100	289,800	333,500	388,900	410,200	
86	246,600	290,100	334,100	389,200		
87	246,900	290,300	334,600	389,500		
88	247,300	290,700	335,200	389,800		
89	247,600	290,900	335,500	390,000		
90			336,000	390,300		
91			336,400	390,600		
92			336,900	390,800		
93			337,300	391,000		
94			337,800	391,300		
95			338,300	391,600		
96			338,800	391,800		
97			339,100	392,000		
98			339,500	392,300		
99			340,000	392,600		
100			340,400	392,800		
101			340,700	393,000		
102			341,100			
103			341,600			
104			342,000			
105			342,200			
106			342,600			
107			343,100			
108			343,500			
109			343,700			
110			344,100			
111			344,500			
112			344,800			
113			345,100			
114			345,500			
115			345,900			

	116			346,300				
	117			346,800				
	118			347,200				
	119			347,600				
	120			348,000				
	121			348,500				
	122			348,900				
	123			349,200				
	124			349,500				
	125			350,000				
再任用職員		187,700	215,200	244,900	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第2（備考を除く。）を次のように改める。

別表第2（第8条、第13条、第20条、附則第18項関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	177,400	191,200	223,800	245,800	303,900	347,600	381,900	422,800
	2	179,200	193,100	225,700	247,900	306,100	349,800	384,100	424,600
	3	180,900	195,100	227,500	250,000	308,300	352,100	386,000	426,500
	4	182,500	197,100	229,400	252,100	310,500	354,300	388,100	428,400
	5	184,300	199,200	231,500	254,200	312,700	356,300	389,800	429,800
	6	186,100	201,100	233,300	256,300	314,800	358,400	391,800	431,500
	7	188,100	203,100	235,300	258,400	316,900	360,600	393,600	433,100
	8	190,200	205,200	237,200	260,500	319,000	362,800	395,400	434,600
	9	191,900	207,300	239,200	262,600	321,300	364,500	397,100	436,200
	10	193,700	209,400	241,100	264,700	323,500	366,700	399,100	437,900
	11	195,500	211,200	243,000	266,800	325,600	368,700	401,100	439,500
	12	197,300	213,100	244,900	268,900	327,600	370,900	403,200	441,100
	13	199,400	215,100	246,900	271,000	329,700	372,700	404,900	442,200
	14	201,600	217,100	248,800	273,100	331,500	374,800	407,000	443,800
	15	203,800	219,100	250,800	275,100	333,200	376,800	409,000	445,600
	16	205,800	221,100	252,800	277,300	334,800	378,900	411,100	447,400
	17	208,100	223,100	254,900	279,300	336,500	380,500	412,800	449,000
	18	210,600	224,900	256,700	281,400	338,800	382,500	414,500	450,800
	19	212,900	226,900	258,500	283,600	341,000	384,400	416,200	452,600
	20	214,900	228,800	260,300	285,700	343,300	386,400	417,800	454,300
	21	216,700	230,900	262,000	287,700	345,300	388,100	419,500	455,900
	22	218,500	232,700	263,800	289,800	347,400	390,200	421,100	457,600
	23	220,300	234,500	265,400	292,000	349,600	392,300	422,500	459,200
	24	222,200	236,300	267,100	294,000	351,700	394,300	424,000	461,000
	25	223,900	238,100	268,200	296,300	353,700	396,000	425,300	462,500
	26	225,800	240,000	269,700	298,100	355,700	398,000	426,700	463,900
	27	227,600	241,900	271,000	299,900	357,700	400,100	428,200	465,400
	28	229,300	243,800	272,200	301,900	359,800	402,200	429,800	466,700
	29	231,100	245,300	273,500	303,600	361,500	403,700	431,100	467,900
	30	232,900	247,100	274,800	305,500	363,500	405,500	432,800	468,600
	31	234,700	248,900	275,800	307,500	365,300	407,200	434,500	469,300
	32	236,300	250,700	277,000	309,600	367,400	408,900	436,100	470,000
	33	238,000	252,300	277,700	311,400	369,100	410,600	437,500	470,500
	34	239,700	253,600	279,100	313,600	371,100	412,100	439,200	471,300
35	241,300	254,800	280,400	315,700	373,100	413,700	440,900	472,000	

36	242,500	256,100	281,700	317,700	375,100	415,200	442,500	472,600
37	244,300	257,300	283,000	319,700	376,900	416,500	443,900	472,900
38	246,100	258,500	284,000	321,600	379,000	418,000	444,600	473,500
39	247,900	259,800	285,300	323,200	381,100	419,500	445,300	474,000
40	249,300	260,900	286,500	324,800	383,100	421,000	446,000	474,500
41	250,800	261,800	287,500	326,500	385,000	422,500	446,400	475,000
42	252,100	262,800	289,100	328,800	387,100	423,800	447,000	475,400
43	253,500	264,000	290,800	330,900	389,200	425,100	447,700	475,800
44	254,700	265,000	292,400	333,200	391,100	426,300	448,300	476,200
45	256,000	265,500	294,300	335,100	392,800	427,300	449,100	476,500
46	257,200	266,700	296,200	337,100	394,300	428,000	449,800	
47	258,200	267,700	297,900	339,200	395,600	428,800	450,300	
48	259,200	268,700	299,700	341,200	397,000	429,600	450,800	
49	260,300	269,500	301,300	343,100	398,200	430,100	451,300	
50	261,300	270,400	303,000	345,200	399,300	430,500	451,600	
51	262,300	271,400	304,800	347,100	400,300	430,900	451,900	
52	262,900	272,200	306,500	349,100	401,300	431,200	452,300	
53	264,000	273,200	308,200	350,900	402,500	431,500	452,700	
54	264,900	274,300	309,800	353,000	403,700	431,900	452,900	
55	266,000	275,300	311,600	354,800	404,800	432,200	453,200	
56	266,800	276,100	313,100	356,900	406,000	432,500	453,400	
57	267,800	277,200	314,500	358,300	407,300	432,800	453,800	
58	268,800	278,600	316,000	360,300	408,100	433,100	454,000	
59	269,700	279,900	317,700	362,200	408,900	433,400	454,200	
60	270,700	281,300	319,400	364,300	409,600	433,700	454,400	
61	271,400	283,000	321,100	366,200	410,100	434,000	454,800	
62	272,400	284,700	323,000	368,300	410,800	434,300	455,000	
63	273,300	286,200	324,900	370,300	411,500	434,600	455,200	
64	274,300	287,600	326,700	372,300	412,100	434,900	455,500	
65	275,800	289,000	328,100	374,300	412,800	435,200	455,800	
66	277,000	290,600	329,700	376,400	413,200	435,500		
67	278,400	292,200	331,100	378,500	413,800	435,800		
68	279,900	293,700	332,800	380,500	414,400	436,100		
69	281,500	295,100	334,300	382,200	414,800	436,300		
70	282,800	296,700	336,000	383,900	415,400	436,600		
71	284,300	298,400	337,600	385,500	415,900	436,900		
72	285,600	300,000	339,400	387,200	416,400	437,200		
73	286,800	301,400	340,300	388,600	416,900	437,400		
74	288,200	303,000	342,000	389,600	417,500	437,700		
75	289,400	304,600	343,600	390,600	417,900	438,000		
76	290,900	306,100	345,200	391,600	418,400	438,300		
77	292,300	307,400	346,800	392,900	418,800	438,500		
78	293,800	309,100	348,500	394,000	419,100	438,800		
79	295,100	310,500	350,200	395,100	419,400	439,100		
80	296,300	312,200	351,900	396,300	419,700	439,400		
81	297,600	313,600	353,500	397,600	420,000	439,600		
82	298,900	315,000	355,100	398,400	420,300	439,900		
83	300,200	316,300	356,700	399,200	420,600	440,200		
84	301,100	317,800	358,300	399,900	420,900	440,500		
85	302,600	318,500	359,500	400,400	421,100	440,700		
86	303,800	320,100	360,900	401,100	421,400			
87	305,300	321,600	362,200	401,800	421,700			
88	306,600	323,300	363,600	402,500	422,000			
89	308,000	325,100	364,800	402,800	422,200			
90	309,100	326,800	366,000	403,500	422,500			
91	310,500	328,400	367,300	404,200	422,800			

	92	311,400	330,000	368,600	404,800	423,000			
	93		331,700	369,900	405,200	423,200			
	94		333,400	371,100	405,700	423,500			
	95		335,000	372,300	406,300	423,800			
	96		336,700	373,500	406,800	424,000			
	97		338,100	374,700	407,300	424,200			
	98				407,700	424,500			
	99				408,200	424,800			
	100				408,700	425,000			
	101				409,200	425,200			
	102				409,700				
	103				410,300				
	104				410,800				
	105				411,200				
	106				411,800				
	107				412,300				
	108				412,500				
	109				412,800				
	110				413,300				
	111				413,600				
	112				413,900				
	113				414,200				
	114				414,600				
	115				415,000				
	116				415,400				
	117				415,700				
	118				416,100				
	119				416,500				
	120				416,800				
	121				417,200				
	122				417,600				
	123				418,000				
	124				418,300				
	125				418,600				
再任用職員		241,500	257,300	265,500	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

別表第3（備考を除く。）を次のように改める。

別表第3（第8条関係）

技能職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600	

13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	

71	216, 100	253, 500	283, 300	311, 800
72	216, 400	253, 900	284, 000	312, 300
73	216, 600	254, 100	284, 800	312, 600
74	217, 000	254, 500	285, 500	313, 100
75	217, 400	255, 000	286, 300	313, 600
76	218, 000	255, 500	287, 100	314, 000
77	218, 200	255, 800	287, 700	314, 200
78	218, 700	256, 200	288, 200	314, 500
79	219, 100	256, 700	288, 700	314, 800
80	219, 500	257, 200	289, 100	315, 100
81	220, 000	257, 500	289, 500	315, 400
82	220, 300	257, 800	289, 900	315, 700
83	220, 600	258, 100	290, 400	316, 000
84	221, 000	258, 400	290, 900	316, 300
85	221, 500	258, 600	291, 300	316, 500
86	221, 900	258, 800	291, 900	316, 900
87	222, 300	259, 100	292, 500	317, 200
88	223, 000	259, 400	293, 100	317, 400
89	223, 400	259, 600	293, 400	317, 600
90	223, 900	259, 800	293, 900	317, 900
91	224, 400	260, 200	294, 400	318, 200
92	224, 800	260, 400	294, 800	318, 500
93	225, 100	260, 700	295, 200	318, 700
94	225, 500	261, 100	295, 700	319, 000
95	225, 900	261, 400	296, 200	319, 300
96	226, 200	261, 700	296, 700	319, 500
97	226, 500	261, 900	297, 000	319, 700
98	226, 900	262, 200	297, 400	320, 000
99	227, 300	262, 400	297, 900	320, 300
100	227, 700	262, 700	298, 400	320, 500
101	228, 100	263, 000	298, 800	320, 700
102	228, 500	263, 200	299, 200	321, 000
103	228, 900	263, 500	299, 500	321, 300
104	229, 300	263, 800	299, 800	321, 500
105	229, 700	264, 000	300, 100	321, 700
106	230, 200	264, 200	300, 500	322, 000
107	230, 500	264, 500	300, 900	322, 300
108	230, 900	264, 700	301, 300	322, 500
109	231, 100	265, 000	301, 600	322, 700
110	231, 500	265, 300	302, 000	323, 000
111	232, 000	265, 600	302, 400	323, 300
112	232, 400	265, 800	302, 700	323, 500
113	232, 600	266, 000	302, 900	323, 700
114	233, 100	266, 300	303, 200	324, 000
115	233, 600	266, 500	303, 500	324, 300
116	234, 100	266, 700	303, 700	324, 500
117	234, 400	267, 000	303, 900	324, 700
118	234, 800	267, 300	304, 200	325, 000
119	235, 200	267, 600	304, 500	325, 300
120	235, 600	267, 900	304, 700	325, 500
121	236, 000	268, 100	304, 900	325, 700
122		268, 300	305, 200	326, 000
123		268, 600	305, 500	326, 300
124		268, 900	305, 700	326, 500
125		269, 100	305, 900	326, 700
126		269, 300	306, 200	327, 000
127		269, 600	306, 500	327, 300
128		269, 900	306, 700	327, 500

		129		270,100	306,900	327,700	
		130		270,300	307,200	328,000	
		131		270,600	307,500	328,300	
		132		270,900	307,700		
		133		271,100	307,900		
		134		271,300			
		135		271,600			
		136		271,900			
		137		272,100			
再任用職員	ア		187,700	215,200	244,900	289,700	315,100
	イ		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第4を次のように改める。

別表第4（第8条の3関係）

任期付職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	169,800	185,200	198,500	212,700	240,300
2	171,200	186,900	200,300	214,600	241,900
3	172,600	188,500	202,100	216,500	243,400
4	174,000	190,200	203,900	218,400	244,900
5	175,300	191,700	205,400	220,200	246,000
6	177,800	193,400	207,200	222,100	247,500
7	180,300	195,200	209,000	224,000	249,000
8	182,800	196,900	210,800	225,900	250,300
9	185,200	198,500	212,400	227,600	251,800
10	186,900	199,900	214,200	229,500	253,000
11	188,500	201,400	216,000	231,100	254,300
12	190,200	202,900	217,800	232,700	255,500
13	191,700	204,200	219,200	234,400	256,800
14	193,400	205,500	221,000	236,000	258,200
15	195,200	206,700	222,700	237,500	259,600
16	196,900	208,000	224,500	239,000	261,100
17	198,500	209,300	226,100	240,300	262,700
18	199,900	210,600	227,800	241,900	264,400
19	201,400	211,900	229,400	243,400	266,000
20	202,900	213,200	230,900	244,900	267,600
21	204,200	214,300	232,200	246,000	269,400
22	205,500	215,600	233,800	247,500	
23	206,700	216,900	235,400	249,000	
24	208,000	218,200	236,900	250,300	
25	209,300	219,200	237,900	251,800	
26				253,000	
27				254,300	
28				255,500	
29				256,800	
30				258,200	
31				259,600	
32				261,100	
33				262,700	

第6条 池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第33条第4項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第34条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（令和2年池田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条、第12条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	154,600	184,600	212,700	273,000	319,200	362,900
	2	155,700	186,400	214,600	275,200	321,400	365,500
	3	156,800	188,200	216,500	277,400	323,700	367,900
	4	157,900	190,000	218,400	279,600	325,900	370,500
	5	158,900	191,600	220,200	281,700	328,100	372,400
	6	160,300	193,400	222,100	283,900	330,100	374,900
	7	161,600	195,200	224,000	286,200	332,300	377,200
	8	162,900	196,900	225,900	288,400	334,500	379,700
	9	164,100	198,500	227,600	290,700	336,400	382,100
	10	165,600	200,300	229,500	292,900	338,600	384,800
	11	167,100	202,100	231,100	295,000	340,600	387,400
	12	168,700	203,900	232,700	297,000	342,800	390,100
	13	169,800	205,400	234,400	298,800	344,600	392,500
	14	171,200	207,200	236,000	300,800	346,600	394,800
	15	172,600	209,000	237,500	302,600	348,600	397,000
	16	174,000	210,800	239,000	304,200	350,600	399,400
	17	175,300	212,400	240,300	306,100	352,300	401,200
	18	177,800	214,200	241,900	308,400	354,300	403,200
	19	180,300	216,000	243,400	310,600	356,100	405,100
	20	182,800	217,800	244,900	312,900	358,000	406,900
	21	185,200	219,200	246,000	315,000	359,900	408,800
	22	186,900	221,000	247,500	317,100	361,800	410,600
	23	188,500	222,700	249,000	319,300	363,800	412,400
	24	190,200	224,500	250,300	321,400	365,700	414,300
	25	191,700	226,100	251,800	323,300	367,700	416,100
	26	193,400	227,800	253,000	325,300	369,600	417,600
	27	195,200	229,400	254,300	327,300	371,600	419,100
	28	196,900	230,900	255,500	329,300	373,600	420,700
	29	198,500	232,200	256,800	331,000	375,100	422,300
	30	199,900	233,800	258,200	333,100	376,900	423,600
	31	201,400	235,400	259,600	335,100	378,700	424,900
	32	202,900	236,900	261,100	337,200	380,300	426,100
	33	204,200	237,900	262,700	338,600	382,100	427,300
	34	205,500	239,400	264,400	340,500	383,500	428,600
	35	206,700	240,700	266,000	342,400	385,000	429,900
	36	208,000	241,900	267,600	344,300	386,600	431,100
	37	209,300	243,100	269,400	345,900	388,000	432,300
	38	210,600	244,100	271,200	347,800	389,200	433,100
	39	211,900	245,100	272,900	349,700	390,400	433,900
	40	213,200	246,100	274,600	351,500	391,500	434,700
	41	214,300	247,200	276,200	353,400	392,600	435,300
	42	215,600	248,100	277,900	355,200	393,800	436,000
	43	216,900	249,000	279,700	357,000	395,000	436,700
	44	218,200	250,000	281,200	358,700	396,100	437,400
45	219,200	250,900	282,400	360,100	396,800	438,200	

46	220,300	252,200	284,100	361,400	397,500	439,000
47	221,300	253,400	285,700	362,800	398,200	439,400
48	222,300	254,700	287,400	364,200	398,900	440,100
49	223,300	256,000	289,000	365,500	399,500	440,600
50	224,200	257,400	290,700	366,400	400,100	441,000
51	225,100	258,600	292,500	367,500	400,600	441,400
52	226,000	259,800	294,300	368,600	401,000	441,800
53	226,300	260,900	295,800	369,400	401,400	442,200
54	227,100	262,100	297,500	370,300	401,700	442,600
55	227,800	263,400	299,000	371,200	402,000	443,000
56	228,500	264,500	300,600	372,100	402,300	443,300
57	229,200	265,600	302,200	373,000	402,600	443,600
58	230,000	266,600	303,900	373,800	402,900	444,000
59	230,700	267,800	305,500	374,600	403,200	444,300
60	231,300	268,900	307,200	375,400	403,500	444,600
61	231,900	269,900	308,100	376,100	403,800	444,900
62	232,500	270,900	309,600	376,800	404,100	445,200
63	233,100	272,000	311,100	377,500	404,400	445,500
64	233,800	273,100	312,700	378,200	404,700	445,800
65	234,500	274,000	314,300	378,700	405,000	446,100
66	235,100	275,000	315,900	379,300	405,300	
67	235,600	275,900	317,500	379,900	405,600	
68	236,300	277,000	319,000	380,600	405,900	
69	237,000	278,100	320,500	381,000	406,100	
70	237,600	279,100	321,700	381,700	406,400	
71	238,200	280,000	322,900	382,300	406,700	
72	238,700	281,000	324,100	382,900	407,000	
73	239,300	281,500	324,800	383,300	407,200	
74	240,000	282,400	325,700	383,900	407,500	
75	240,700	283,100	326,500	384,500	407,800	
76	241,200	284,000	327,300	385,100	408,000	
77	241,700	285,000	328,200	385,500	408,200	
78	242,300	285,800	328,600	386,000	408,500	
79	242,900	286,600	329,300	386,500	408,800	
80	243,400	287,400	330,100	387,100	409,000	
81	243,900	288,200	330,900	387,400	409,200	
82	244,500	288,700	331,600	387,800	409,500	
83	245,100	289,100	332,300	388,200	409,800	
84	245,600	289,600	333,000	388,600	410,000	
85	246,100	289,800	333,500	388,900	410,200	
86	246,600	290,100	334,100	389,200		
87	246,900	290,300	334,600	389,500		
88	247,300	290,700	335,200	389,800		
89	247,600	290,900	335,500	390,000		
90			336,000	390,300		
91			336,400	390,600		
92			336,900	390,800		
93			337,300	391,000		
94			337,800	391,300		
95			338,300	391,600		
96			338,800	391,800		
97			339,100	392,000		
98			339,500	392,300		
99			340,000	392,600		
100			340,400	392,800		
101			340,700	393,000		

	102			341,100			
	103			341,600			
	104			342,000			
	105			342,200			
	106			342,600			
	107			343,100			
	108			343,500			
	109			343,700			
	110			344,100			
	111			344,500			
	112			344,800			
	113			345,100			
	114			345,500			
	115			345,900			
	116			346,300			
	117			346,800			
	118			347,200			
	119			347,600			
	120			348,000			
	121			348,500			
	122			348,900			
	123			349,200			
	124			349,500			
	125			350,000			
再任用職員		187,700	215,200	244,900	289,700	315,100	356,800

第8条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第5条の規定（第33条第4項及び第34条第2項の改正規定を除く。）による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例の規定及び第7条の規定（第24条第2項の改正規定を除く。）による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の規定は令和4年4月1日からの給与について、第1条の規定による改正後の池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正議員報酬条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の池田市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正特別職給与条例」という。）の規定、第5条の規定（第33条第4項及び第34条第2項の改正規定に限る。）による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例の規定及び第7条の規定（第24条第2項の改正規定に限る。）による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の規定は令和4年12月1日からの給与について適用する。

(給与の内払)

- 前項の場合において、第1条の規定による改正前の池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の池田市特別職の職員の給与に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の池田市一般職の職員の給与に関する条例の規定及び第7条の規定による改正前の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正議員報酬条例の規定、改正特別職給与条例の規定、第5条の規定による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例の規定及び第7条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、それぞれ市の機関が定める。
(地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備に関する条例の一部改正)
- 地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備に関する条例（令和4年池田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条のうち、池田市一般職の職員の給与に関する条例別表第1の改正規定中「「第8条」の次に「、第13条、第20条、第33条」を加え、」を削る。

第11条のうち、池田市一般職の職員の給与に関する条例別表第2の改正規定中「第8条」の次に「第13条、第20条、附則第18項」を加え、」を削る。

第11条のうち池田市一般職の職員の給与に関する条例別表第3の改正規定を次のように改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第8条関係）

技能職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
	37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
	38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
	39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
	40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
	41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
	42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
	43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
	44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
	45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
	46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
	47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500	

49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	
78	218,700	256,200	288,200	314,500	
79	219,100	256,700	288,700	314,800	
80	219,500	257,200	289,100	315,100	
81	220,000	257,500	289,500	315,400	
82	220,300	257,800	289,900	315,700	
83	220,600	258,100	290,400	316,000	
84	221,000	258,400	290,900	316,300	
85	221,500	258,600	291,300	316,500	
86	221,900	258,800	291,900	316,900	
87	222,300	259,100	292,500	317,200	
88	223,000	259,400	293,100	317,400	
89	223,400	259,600	293,400	317,600	
90	223,900	259,800	293,900	317,900	
91	224,400	260,200	294,400	318,200	
92	224,800	260,400	294,800	318,500	
93	225,100	260,700	295,200	318,700	
94	225,500	261,100	295,700	319,000	
95	225,900	261,400	296,200	319,300	
96	226,200	261,700	296,700	319,500	
97	226,500	261,900	297,000	319,700	
98	226,900	262,200	297,400	320,000	
99	227,300	262,400	297,900	320,300	
100	227,700	262,700	298,400	320,500	
101	228,100	263,000	298,800	320,700	
102	228,500	263,200	299,200	321,000	
103	228,900	263,500	299,500	321,300	
104	229,300	263,800	299,800	321,500	
105	229,700	264,000	300,100	321,700	
106	230,200	264,200	300,500	322,000	

	107	230,500	264,500	300,900	322,300	
	108	230,900	264,700	301,300	322,500	
	109	231,100	265,000	301,600	322,700	
	110	231,500	265,300	302,000	323,000	
	111	232,000	265,600	302,400	323,300	
	112	232,400	265,800	302,700	323,500	
	113	232,600	266,000	302,900	323,700	
	114	233,100	266,300	303,200	324,000	
	115	233,600	266,500	303,500	324,300	
	116	234,100	266,700	303,700	324,500	
	117	234,400	267,000	303,900	324,700	
	118	234,800	267,300	304,200	325,000	
	119	235,200	267,600	304,500	325,300	
	120	235,600	267,900	304,700	325,500	
	121	236,000	268,100	304,900	325,700	
	122		268,300	305,200	326,000	
	123		268,600	305,500	326,300	
	124		268,900	305,700	326,500	
	125		269,100	305,900	326,700	
	126		269,300	306,200	327,000	
	127		269,600	306,500	327,300	
	128		269,900	306,700	327,500	
	129		270,100	306,900	327,700	
	130		270,300	307,200	328,000	
	131		270,600	307,500	328,300	
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
定年前再任用短時間勤務職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考

- 1 この表は、技能職員に適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員については、この表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。

規 則

池田市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第65号

池田市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則

池田市留守家庭児童会条例施行規則（平成16年池田市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「留守家庭児童会延長利用不許可決定通知書」を「留守家庭児童会延長利用不許可通知書」に改める。

別表第1の1の項中「池田1留守家庭児童会」を「池田留守家庭児童会」に改め、同表の1-2の項を削り、同表の2の項中「秦野1留守家庭児童会」を「秦野留守家庭児童会」に改め、同表の2-2の項を削る。

様式第1号中 □ 支援学級に在籍している（在籍予定がある。）。 □ 在籍していない（在籍予定はない。）。 を

□ 支援学級に在籍している（在籍予定がある。）。 □ 左記のいずれでもない。 に、「のため、当

該児童や世帯の状況等について、池田市が調査し、確認することを承諾します」を「及び事業の円滑な実施を目的として、児童や世

帯の状況等について、学校、就学前施設（保育所、幼稚園、認定こども園等）等に対し、池田市が調査及び確認をすることに同意します」に改める。

様式第5号中「留守家庭児童会延長保育利用許可書」を「留守家庭児童会延長利用許可書」に、「留守家庭児童会延長保育利用の」を「留守家庭児童会延長利用の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項及び様式第5号の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行の日以後の池田市留守家庭児童会への入会及び延長利用の申請の手続きは、同日前においても、この規則による改正後の池田市留守家庭児童会条例施行規則の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 様式第5号の改正規定の施行の際現に池田市留守家庭児童会の延長利用の許可を受けている者に対し当該改正規定の施行の日前にこの規則による改正前の様式第5号に規定する様式により交付した書類は、この規則による改正後の様式第5号に規定する様式により交付したものとみなす。

池田市保育の利用調整及び保育所への入所等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月31日

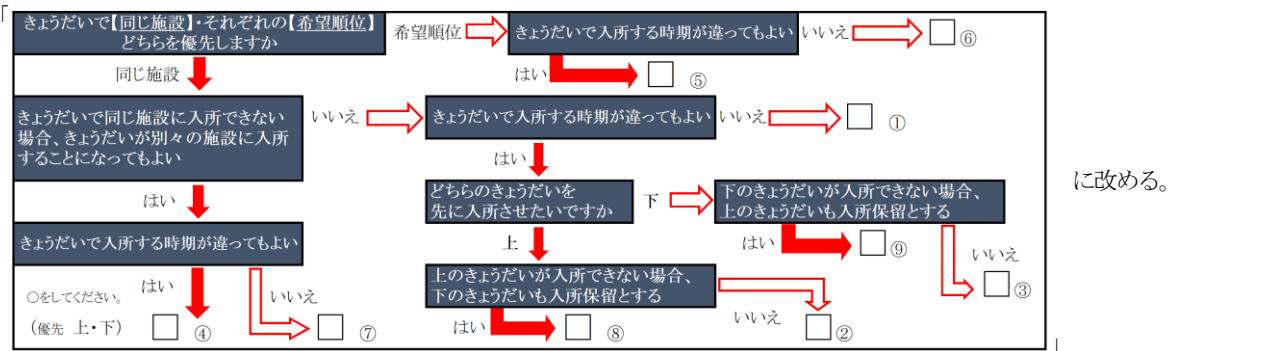
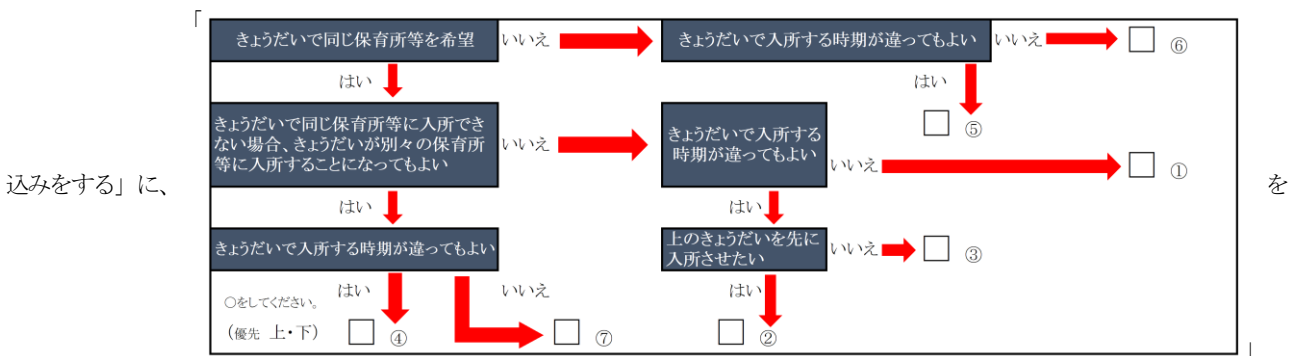
池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第66号

池田市保育の利用調整及び保育所への入所等に関する規則の一部を改正する規則

池田市保育の利用調整及び保育所への入所等に関する規則（平成27年池田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「3以上の保育所等を希望して全て」を「希望した全ての保育所等について」に、「同時申込する」を「同時に申



附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の様式第1号は、令和5年4月1日以後の第2条に規定する保育所等（以下「保育所等」という。）への入所等に係る利用調整の申込みについて適用し、同日前の保育所等への入所等に係る利用調整の申込みについては、なお従前の例による。

池田市公益活動促進センター・男女共生サロン指定管理者選定・評価委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年11月8日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第67号

池田市公益活動促進センター・男女共生サロン指定管理者選定・評価委員会規則を廃止する規則

池田市公益活動促進センター・男女共生サロン指定管理者選定・評価委員会規則（平成25年池田市規則第28号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月22日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第68号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（平成6年池田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「第22条」を「第22条第1項」に、「12人」を「12人以内」に改め、同条第2項中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

附 則

この規則は、令和4年11月27日から施行する。

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月20日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第69号

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年池田市規則第42号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和4年12月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市給付費管理支援システム等整備事業者選定委員会規則をここに公布する。

令和4年12月22日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第70号

池田市給付費管理支援システム等整備事業者選定委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、池田市附属機関条例（平成25年池田市条例第1号）第3条の規定に基づき、同条例別表に規定する池田市民間委託等事業者選定委員会の担当事務に該当する事項を所掌する附属機関として設置する池田市給付費管理支援システム等整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に対し答申するものとする。

(1) 給付費管理支援システム（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第5項（同法第28条第4項において準用する場合を含む。）、第29条第5項（同法第30条第4項において準用する場合を含む。）、第30条の11第3項及び附則第6条第1項の規定による支払並びに市長が必要と認める私立の保育所等に対する補助金の交付に係る業務において使用する管理支援システムをいう。）及び利用連絡システム（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業及び同条第13項に規定する病児保育事業の受付に係る業務において使用する受付支援システムをいう。）の整備に係る業務の委託事業の実施について提案を行った事業者の適性評価に関すること。

(2) 前号の提案に係る計画内容の評価に関すること。

(3) 第1号の提案に係る価格の評価に関すること。

（組織等）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、4人とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 児童福祉に関し識見を有する者
- (2) 市長が必要と認める市職員

2 委員は、前条の規定による調査審議及び答申が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。
(会長)

第4条 委員会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、会長が、委員会の会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、子ども・健康部幼児保育課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、未選出、辞任等の事由により会長が未定の場合（第4条第3項の規定により会長があらかじめ指名した委員が会長の職務を代理する場合を除く。）における委員会の会議は、市長が招集する。

池田市債権管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月22日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第71号

池田市債権管理条例施行規則の一部を改正する規則

池田市債権管理条例施行規則（平成30年池田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第8条第5号」を「第7条第5号」に改める。

第4条中「第9条」を「第8条」に改め、同条第3号中「第8条各号」を「第7条各号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

池田市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第72号

池田市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

池田市情報公開条例施行規則（平成16年池田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表中「150円」を「20円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の開示請求に対する交付に係る費用について適用し、同日前の開示請求に対する交付に係る費用については、なお従前の例による。

池田市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第73号

池田市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

池田市個人情報保護条例施行規則（平成16年池田市規則第23号）の一部を次のように改正する。
別表第2中「150円」を「20円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の開示請求に対する交付に係る費用について適用し、同日前の開示請求に対する交付に係る費用については、なお従前の例による。

池田市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第74号

池田市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則の一部を改正する規則

池田市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則（平成16年池田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条」を「第13条」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

別表を削る。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

（様式 略）

様式第4号中「様式第4号」を「様式第4号（第4条関係）」に、「池田市情報公開・個人情報保護審査会条例」を「行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項及び池田市情報公開・個人情報保護審査会条例」に改める。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

訓 令

庁用自動車の管理運用に関する規程の全部を改正し、庁用自動車の管理及び運用に関する規程を次のように定める。

庁中一般

令和4年10月31日

池田市長 瀧澤 智子

池田市訓令第3号

庁用自動車の管理及び運用に関する規程

庁用自動車の管理運用に関する規程（昭和42年池田市訓令第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、庁用自動車の適正な管理及び運用に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において「庁用自動車」とは、市（公営企業を除く。）が所有し、又は借入れ契約により使用する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車で、職員による運行の用に供するものをいう。

2 この訓令において「管理責任者」とは、庁用自動車を所管する課、所、局等の長（当該長の職が部長の職と同等の職である場合は、当該課、所、局等の課長の職と同等の職にある職員。以下同じ。）をいう。

3 この訓令において「集中管理車両」とは、総務部総務課が所管する庁用自動車で、一般に職員の使用に供することを目的とするものをいう。

（管理責任者及び庁用自動車を運転する職員の責務）

第3条 管理責任者は、所管に係る庁用自動車について、常に良好な状態で保管し、適正かつ効率的な使用を図るとともに、事故の防止に努めなければならない。

2 庁用自動車を運転する職員は、当該庁用自動車の始業点検及び終業点検を十分に行い、安全運行に努めなければならない。

(管理責任者の業務)

第4条 管理責任者は、所管に係る庁用自動車のそれぞれについて車両台帳（様式第1号）を備え、必要な事項を記録し、記載事項に変動が生じたときはその都度補正するものとする。

2 管理責任者は、所管に係る庁用自動車の効率的な運用を図るため、常にその運行の状況を明らかにし、燃料について使用実績を記録するものとする。

3 管理責任者（安全運転管理者（道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第1項に規定する安全運転管理者をいう。以下同じ。）に選任された職員及び安全運転管理者の選任を要しない施設等における庁用自動車の管理責任者を除く。）は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の10各号に掲げる安全運転管理者の業務の実施について、安全運転管理者の補助者として、安全運転管理者に選任された職員の指示による業務を実施しなければならない。

(集中管理車両の使用)

第5条 集中管理車両を使用しようとする場合は、あらかじめ集中管理車両配車要求書（様式第2号）により総務部総務課長（以下「総務課長」という。）の承認を得なければならない。

2 総務課長は、前項の規定による集中管理車両配車要求書の提出があった場合は、当該使用が職務の遂行のために必要と認めるときに限り、集中管理車両の適正かつ効率的な運用に支障が生じない範囲で承認を行う。この場合において、総務課長は、その使用について条件を付すことができる。

3 集中管理車両の使用前及び使用後は、酒気帯びの有無の確認を受けなければならない。

4 集中管理車両の使用後は、速やかに集中管理車両運行報告書（様式第3号）により運行状況を総務課長に報告しなければならない。

5 集中管理車両の使用において職務の遂行上やむを得ない理由により第1項の承認を受けた事項の内容を変更しなければならない事態が生じたときは、速やかにその旨を総務課長に連絡しなければならない。

6 災害その他の緊急事態が発生した場合における集中管理車両の使用については、前各項の規定にかかわらず、総務課長が指示する運用によるものとする。

(集中管理車両以外の庁用自動車の使用)

第6条 集中管理車両以外の庁用自動車の使用については、それぞれ管理責任者がその使用の承認を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、集中管理車両以外の庁用自動車の使用については、それぞれ管理責任者が運用する。

(事故報告)

第7条 庁用自動車の運行中に当該庁用自動車に関わる交通事故が発生したときは、当該交通事故に関わる庁用自動車の運転者（以下「当事者となる職員」という。）は、その現場における必要な措置を講じ、速やかに所属長（所属の課、所、局等の長（当事者となる職員が会計管理室に所属する場合は、会計管理室長）をいう。以下同じ。）及び当該庁用自動車の管理責任者（当事者となる職員が所属長その他課長の職と同等以上の職にある職員である場合は、当該庁用自動車の管理責任者）に報告しなければならない。

2 前項の規定による交通事故の報告を受けた所属長（当事者となる職員が所属長その他課長の職と同等以上の職にある職員である場合は、当事者となる職員）は、車両事故報告書（様式第4号）を作成し、所属部長（所属の部長又は部長と同等の職にある職員をいう。以下同じ。）があるときは所属部長に報告の上、総務課長及び総務部人事課長を経て、総務部長に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に使用しているこの訓令による改正前の庁用自動車の管理運用に関する規程（以下「旧規程」という。）様式第1に規定する様式による車両台帳については、この訓令の施行の日以後においても、引き続き使用することができる。

3 集中管理車両の使用又は庁用自動車に関する事故報告について、この訓令の施行の際現に提出されている旧規程に規定する様式による書類は、それぞれこの訓令による改正後の庁用自動車の管理及び運用に関する規程（以下「新規程」という。）に規定する様式により提出されたものとみなす。

4 この訓令の施行の際現にある旧規程に規定する様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新規程に規定する様式による書類として使用することができる。

(様式 略)

選挙管理委員会

池田市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年12月1日

池田市選挙管理委員会委員長 明 石 巧

池田市選挙管理委員会規程第1号

池田市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程

池田市選挙関係事務執行規程（昭和46年選管規程第1号）の一部を次のように改正する。

別記第9号様式の6その1備考第4項第2号中「15,800円」を「16,100円」に改める。

別記第9号様式の7備考第4項第2号中「310,500円」を「316,250円」に、「525円6銭」を「541円31銭」に改める。

別記第9号様式の8その1（別紙）その2表中「15,800」を「16,100」に改める。

別記第9号様式の8その2（別紙）備考第2項中「310,500円」を「316,250円」に、「525円6銭」を「541円31銭」に改める。

別記第9号様式の12備考第4項中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

別記第9号様式の13その2備考第1項中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

池 田 病 院

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和4年12月27日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第14号

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の給与に関する規程（昭和42年池田市病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項第1号を次のように改める。

(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員（ただし、12月29日から翌年の1月3日までの間の宿日直にあっては、勤務1回につき16,000円を追加する。）

ア 管理職手当が支給される職員 一般職員の給与条例第25条から第27条までの規定を適用した場合に支給される手当の額（以下「時間外勤務手当等の合計額」という。）

イ 土曜日のリハビリテーション診療に伴う日直 勤務1回につき50,000円

ウ 土曜日の放射線診療に伴う日直 勤務1回につき28,950円

第6条第4項第4号を次のように改める。

(4) 緊急の正規の勤務時間外において、入院患者の病状の急変又は外来患者の救急診察等に備え、あらかじめ自宅で待機することを命じられた場合、その待機1回につき2,000円を支給する。

第6条第4項に次の1号を加える。

(5) 管理職手当が支給される職員であって、入院患者の病状の急変又は外来患者の救急診察等に関し、病院の緊急呼び出しに応じて宿日直勤務に従事した場合、次に掲げる額を支給する。ただし、医療職給料表（一）が適用される職員について、当該緊急宿日直勤務の開始又は終了が24時から翌日の8時までの間に至る場合は、100分の150を乗じた額とする。

ア 医療職給料表（一）が適用される職員

(7) 緊急応援宿日直1時間未満 10,000円以内

(4) 緊急応援宿日直1時間以上2時間未満 15,000円以内

(5) 緊急応援宿日直2時間以上3時間未満 20,000円以内

(6) 緊急応援宿日直3時間以上 25,000円以内

イ 医療職給料表（二）又は同表（三）が適用される職員

(7) 緊急応援宿日直1時間未満 5,000円以内

(4) 緊急応援宿日直1時間以上2時間未満 7,500円以内

(5) 緊急応援宿日直2時間以上3時間未満 10,000円以内

(6) 緊急応援宿日直3時間以上 12,500円以内

第6条第5項を削る。

第9条第1項第4号中「技術」を削り、同条第2項第9号を次のように改める。

(9) 5級及び6級が適用される職員であって、時間外勤務手当等の合計額が、管理職手当の額を上回る場合に限り、時間外勤務手当等の合計額から管理職手当の額を控除した額を支給する。

第9条第5項中「夜間勤務従事技術職員」を「夜間勤務従事職員」に改め、「又、臨床工学科及び放射線科の職員で勤務時間外に待機業務に従事した職員には、その待機1回につき2,000円を支給する。」を削り、同条第6項中「支給し、又は中央手術部の職員及び産婦人科病棟の助産師で勤務時間外に待機業務に従事した職員には、その待機1回につき2,000円を支給する。」を「支給する。」に改め、同項ただし書を削り、同条第7項中「看護部の指定業務基準」を「病院が定める基準」に改め、同項第1号中「専門看護師」を「専門看護師（日本看護協会が定める専門看護師教育課程を修了し、選考試験に合格した者）」に改め、同項第2号中「認定看護師」を「認定看護師（日本看護協会が定める認定看護師教育課程を修了し、選考試験に合格した者）」に改める。

附則別表を次のように改める。

職員の区分	職務の級		3級の2		3級の1		2級の1		2級の2	
	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
再任用職員以外の職員	1	242,000	31	298,500	62	355,000	93	375,900		
	2	244,000	32	300,500	63	356,200	94	376,500		
	3	246,000	33	302,400	64	357,200	95	377,000		
	4	248,000	34	304,500	65	358,100	96	377,300		
	5	249,900	35	306,500	66	359,200	97	377,700		
	6	251,800	36	308,600	67	360,100	98	378,200		
	7	253,900	37	310,300	68	361,200	99	378,600		
	8	255,900	38	312,400	69	362,100	100	379,000		
	9	257,800	39	314,400	70	362,800	101	379,400		
	10	259,900	40	316,400	71	363,500	102	379,900		
	11	261,900	41	318,100	72	364,200	103	380,300		
	12	263,900	42	320,100	73	364,600	104	380,700		
	13	266,000	43	322,200	74	365,200	105	381,000		
	14	267,700	44	324,300	75	365,900	106	381,400		
	15	269,200	45	325,500	76	366,600	107	381,800		
	16	271,000	46	327,500	77	366,900	108	382,200		
	17	272,700	47	329,400	78	367,600	109	382,600		
	18	274,500	48	331,500	79	368,300	110	383,000		
	19	276,300	49	333,400	80	369,000	111	383,500		
	20	278,300	50	335,300	81	369,300	112	383,900		
	21	280,200	51	337,300	82	369,900	113	384,300		
	22	282,200	52	339,200	83	370,600	114	384,700		
	23	284,100	53	341,100	84	371,200	115	385,200		
	24	286,000	54	343,000	85	371,500	116	385,600		
	25	287,900	55	344,800	86	372,100	117	386,000		
	26	289,700	56	346,700	87	372,800	118	386,400		
	27	291,200	57	348,200	88	373,400	119	386,900		
	28	292,600	58	349,600	89	373,800	120	387,300		
	29	294,400	59	351,100	90	374,300	121	387,700		
	30	296,400	60	352,600	91	374,900				
		61	354,200	92	375,400					
						再任用職員			274,600	

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

(ア) 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
		号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
再任用職員以外の職員			円		円		円		円		円		円		円
	1	154,600	184,600	212,700	273,000	319,200	362,900	408,100							
	2	155,700	186,400	214,600	275,200	321,400	365,500	410,500							
	3	156,800	188,200	216,500	277,400	323,700	367,900	413,000							
	4	157,900	190,000	218,400	279,600	325,900	370,500	415,400							
	5	158,900	191,600	220,200	281,700	328,100	372,400	417,300							
	6	160,300	193,400	222,100	283,900	330,100	374,900	419,600							
	7	161,600	195,200	224,000	286,200	332,300	377,200	421,700							
	8	162,900	196,900	225,900	288,400	334,500	379,700	423,900							
	9	164,100	198,500	227,600	290,700	336,400	382,100	425,900							
	10	165,600	200,300	229,500	292,900	338,600	384,800	428,000							
	11	167,100	202,100	231,100	295,000	340,600	387,400	430,100							
	12	168,700	203,900	232,700	297,000	342,800	390,100	432,200							
13	169,800	205,400	234,400	298,800	344,600	392,500	433,900								

14	171,200	207,200	236,000	300,800	346,600	394,800	435,700
15	172,600	209,000	237,500	302,600	348,600	397,000	437,700
16	174,000	210,800	239,000	304,200	350,600	399,400	439,700
17	175,300	212,400	240,300	306,100	352,300	401,200	441,600
18	177,800	214,200	241,900	308,400	354,300	403,200	443,400
19	180,300	216,000	243,400	310,600	356,100	405,100	445,200
20	182,800	217,800	244,900	312,900	358,000	406,900	446,900
21	185,200	219,200	246,000	315,000	359,900	408,800	448,700
22	186,900	221,000	247,500	317,100	361,800	410,600	450,200
23	188,500	222,700	249,000	319,300	363,800	412,400	451,600
24	190,200	224,500	250,300	321,400	365,700	414,300	453,100
25	191,700	226,100	251,800	323,300	367,700	416,100	454,500
26	193,400	227,800	253,000	325,300	369,600	417,600	455,800
27	195,200	229,400	254,300	327,300	371,600	419,100	457,100
28	196,900	230,900	255,500	329,300	373,600	420,700	458,300
29	198,500	232,200	256,800	331,000	375,100	422,300	459,300
30	199,900	233,800	258,200	333,100	376,900	423,600	460,000
31	201,400	235,400	259,600	335,100	378,700	424,900	460,800
32	202,900	236,900	261,100	337,200	380,300	426,100	461,500
33	204,200	237,900	262,700	338,600	382,100	427,300	462,200
34	205,500	239,400	264,400	340,500	383,500	428,600	463,000
35	206,700	240,700	266,000	342,400	385,000	429,900	463,700
36	208,000	241,900	267,600	344,300	386,600	431,100	464,300
37	209,300	243,100	269,400	345,900	388,000	432,300	464,800
38	210,600	244,100	271,200	347,800	389,200	433,100	465,400
39	211,900	245,100	272,900	349,700	390,400	433,900	466,000
40	213,200	246,100	274,600	351,500	391,500	434,700	466,600
41	214,300	247,200	276,200	353,400	392,600	435,300	467,100
42	215,600	248,100	277,900	355,200	393,800	436,000	467,600
43	216,900	249,000	279,700	357,000	395,000	436,700	468,000
44	218,200	250,000	281,200	358,700	396,100	437,400	468,300
45	219,200	250,900	282,400	360,100	396,800	438,200	468,600
46	220,300	252,200	284,100	361,400	397,500	439,000	
47	221,300	253,400	285,700	362,800	398,200	439,400	
48	222,300	254,700	287,400	364,200	398,900	440,100	
49	223,300	256,000	289,000	365,500	399,500	440,600	
50	224,200	257,400	290,700	366,400	400,100	441,000	
51	225,100	258,600	292,500	367,500	400,600	441,400	
52	226,000	259,800	294,300	368,600	401,000	441,800	
53	226,300	260,900	295,800	369,400	401,400	442,200	
54	227,100	262,100	297,500	370,300	401,700	442,600	
55	227,800	263,400	299,000	371,200	402,000	443,000	
56	228,500	264,500	300,600	372,100	402,300	443,300	
57	229,200	265,600	302,200	373,000	402,600	443,600	
58	230,000	266,600	303,900	373,800	402,900	444,000	
59	230,700	267,800	305,500	374,600	403,200	444,300	
60	231,300	268,900	307,200	375,400	403,500	444,600	
61	231,900	269,900	308,100	376,100	403,800	444,900	
62	232,500	270,900	309,600	376,800	404,100	445,200	
63	233,100	272,000	311,100	377,500	404,400	445,500	
64	233,800	273,100	312,700	378,200	404,700	445,800	
65	234,500	274,000	314,300	378,700	405,000	446,100	
66	235,100	275,000	315,900	379,300	405,300		
67	235,600	275,900	317,500	379,900	405,600		
68	236,300	277,000	319,000	380,600	405,900		
69	237,000	278,100	320,500	381,000	406,100		

70	237,600	279,100	321,700	381,700	406,400
71	238,200	280,000	322,900	382,300	406,700
72	238,700	281,000	324,100	382,900	407,000
73	239,300	281,500	324,800	383,300	407,200
74	240,000	282,400	325,700	383,900	407,500
75	240,700	283,100	326,500	384,500	407,800
76	241,200	284,000	327,300	385,100	408,000
77	241,700	285,000	328,200	385,500	408,200
78	242,300	285,800	328,600	386,000	408,500
79	242,900	286,600	329,300	386,500	408,800
80	243,400	287,400	330,100	387,100	409,000
81	243,900	288,200	330,900	387,400	409,200
82	244,500	288,700	331,600	387,800	409,500
83	245,100	289,100	332,300	388,200	409,800
84	245,600	289,600	333,000	388,600	410,000
85	246,100	289,800	333,500	388,900	410,200
86	246,600	290,100	334,100	389,200	
87	246,900	290,300	334,600	389,500	
88	247,300	290,700	335,200	389,800	
89	247,600	290,900	335,500	390,000	
90			336,000	390,300	
91			336,400	390,600	
92			336,900	390,800	
93			337,300	391,000	
94			337,800	391,300	
95			338,300	391,600	
96			338,800	391,800	
97			339,100	392,000	
98			339,500	392,300	
99			340,000	392,600	
100			340,400	392,800	
101			340,700	393,000	
102			341,100		
103			341,600		
104			342,000		
105			342,200		
106			342,600		
107			343,100		
108			343,500		
109			343,700		
110			344,100		
111			344,500		
112			344,800		
113			345,100		
114			345,500		
115			345,900		
116			346,300		
117			346,800		
118			347,200		
119			347,600		
120			348,000		
121			348,500		
122			348,900		
123			349,200		
124			349,500		
125			350,000		

再任用職員		187,700	215,200	244,900	289,700	315,100	356,800	389,900
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

(イ) 任期付行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	169,800	185,200	198,500	212,700	240,300
2	171,200	186,900	200,300	214,600	241,900
3	172,600	188,500	202,100	216,500	243,400
4	174,000	190,200	203,900	218,400	244,900
5	175,300	191,700	205,400	220,200	246,000
6	177,800	193,400	207,200	222,100	247,500
7	180,300	195,200	209,000	224,000	249,000
8	182,800	196,900	210,800	225,900	250,300
9	185,200	198,500	212,400	227,600	251,800
10	186,900	199,900	214,200	229,500	253,000
11	188,500	201,400	216,000	231,100	254,300
12	190,200	202,900	217,800	232,700	255,500
13	191,700	204,200	219,200	234,400	256,800
14	193,400	205,500	221,000	236,000	258,200
15	195,200	206,700	222,700	237,500	259,600
16	196,900	208,000	224,500	239,000	261,100
17	198,500	209,300	226,100	240,300	262,700
18	199,900	210,600	227,800	241,900	264,400
19	201,400	211,900	229,400	243,400	266,000
20	202,900	213,200	230,900	244,900	267,600
21	204,200	214,300	232,200	246,000	269,400
22	205,500	215,600	233,800	247,500	
23	206,700	216,900	235,400	249,000	
24	208,000	218,200	236,900	250,300	
25	209,300	219,200	237,900	251,800	
26				253,000	
27				254,300	
28				255,500	
29				256,800	
30				258,200	
31				259,600	
32				261,100	
33				262,700	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての任期付職員に適用する。

別表第2中(ア)から(ウ)までを次のように改める。

(ア) 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	253,600	338,400	400,400	471,700	497,700	593,900	628,400	655,200
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	500,200	595,500	629,900	656,700
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	502,600	597,000	631,300	658,000
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	505,100	598,600	632,800	659,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	507,400	600,000	634,100	660,900
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	509,800	601,600	635,600	662,300
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	512,200	603,100	637,100	663,700
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	514,600	604,600	638,600	664,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	516,700	605,700	639,700	665,800

10	282,300	363,700	422,200	491,400	519,000	607,200	641,100	667,100
11	286,300	366,400	424,800	493,500	521,300	608,700	642,400	668,400
12	290,300	369,200	427,500	495,600	523,500	610,100	643,800	669,700
13	294,000	372,100	429,900	497,700	525,700	611,600	645,200	671,000
14	298,000	375,600	432,400	499,800	527,900	613,100	646,600	672,200
15	301,900	378,600	434,800	501,900	530,000	614,600	648,000	673,500
16	305,700	382,200	437,300	504,000	532,100	616,100	649,400	674,700
17	309,300	385,600	439,300	506,100	534,200	617,500	650,800	676,000
18	312,800	388,300	441,700	508,100	536,300	618,900	652,100	677,300
19	316,300	390,800	444,000	510,100	538,300	620,300	653,400	678,400
20	319,800	393,400	446,400	512,100	540,300	621,700	654,700	679,500
21	323,400	396,100	447,900	513,900	542,300	623,100	656,000	680,600
22	327,100	398,300	450,300	515,700	544,200	624,400	657,100	681,600
23	330,500	400,200	452,600	517,600	546,200	625,800	658,400	682,700
24	333,800	401,800	454,900	519,500	548,200	627,100	659,700	683,800
25	337,300	403,800	456,900	521,200	550,100	628,500	661,000	684,900
26	339,800	406,100	459,200	523,000	552,000	629,900	662,200	686,000
27	342,400	408,300	461,400	524,800	553,900	631,300	663,500	687,000
28	344,700	410,600	463,700	526,600	555,800	632,700	664,800	688,000
29	347,100	412,900	465,800	528,200	557,300	633,700	665,800	688,600
30	348,900	415,000	468,100	530,000	559,100	635,000	666,800	689,600
31	350,700	417,000	470,400	531,800	560,900	636,300	667,900	690,500
32	352,700	419,100	472,600	533,600	562,700	637,600	669,000	691,500
33	354,900	421,000	474,600	535,200	564,300	638,700	669,900	692,200
34	357,200	422,800	476,700	537,000	566,100	639,900	670,800	693,100
35	359,300	424,600	478,800	538,700	567,600	641,000	671,700	693,900
36	361,600	426,600	480,900	540,500	569,300	642,200	672,700	694,800
37	363,700	428,500	483,000	542,100	570,900	643,200	673,600	695,500
38	366,100	430,500	484,800	543,700	572,600	644,200	674,400	696,200
39	368,300	432,400	486,600	545,100	574,000	645,000	674,900	696,700
40	370,300	434,400	488,400	546,700	575,600	646,000	675,700	697,400
41	372,500	436,200	490,100	548,200	577,100	646,800	676,400	697,900
42	373,500	438,000	491,900	549,600	578,700	647,600	677,000	698,400
43	374,300	439,700	493,700	551,000	580,200	648,400	677,600	698,900
44	375,000	441,500	495,500	552,300	581,600	649,100	678,100	699,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500	583,100	649,900	678,700	699,800
46	377,600	445,100	498,800	554,500	584,500			
47	379,100	446,900	500,600	555,500	585,900			
48	380,600	448,600	502,400	556,500	587,200			
49	381,700	450,400	504,000	557,500	588,400			
50	382,700	452,100	505,300	558,400	589,700			
51	383,700	453,900	506,600	559,300	591,000			
52	384,500	455,700	507,900	560,200	592,200			
53	385,400	457,600	508,900	561,000	593,300			
54	386,300	458,800	510,200	561,900	594,600			
55	387,000	460,000	511,500	562,800	595,900			
56	387,900	461,200	512,800	563,700	597,200			
57	388,600	462,400	513,800	564,600	598,600			
58	389,500	463,400	514,600	565,500	599,800			
59	390,300	464,400	515,400	566,400	601,200			
60	391,100	465,400	516,200	567,100	602,300			
61	391,600	466,200	517,100	568,000	603,400			
62	392,100	466,900	517,900	568,900				
63	392,500	467,600	518,800	569,800				
64	393,000	468,300	519,600	570,700				
65	393,300	469,000	520,500	571,600				

	66		469,700	521,400					
	67		470,400	522,100					
	68		471,000	523,000					
	69		471,300	523,900					
	70		472,000	524,700					
	71		472,700	525,600					
	72		473,400	526,500					
	73		473,800	527,300					
	74		474,400	528,200					
	75		475,100	529,100					
	76		475,800	529,800					
	77		476,200	530,600					
	78		476,800	531,500					
	79		477,400	532,400					
	80		477,900	533,300					
	81		478,500	534,100					
	82		479,000	535,000					
	83		479,500	535,900					
	84		480,000	536,800					
	85		480,400	537,600					
	86		481,000	538,500					
	87		481,400	539,400					
	88		481,900	540,300					
	89		482,400	541,100					
	90		483,000						
	91		483,600						
	92		484,000						
	93		484,500						
	94		485,100						
	95		485,700						
	96		486,300						
	97		486,800						
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000	529,900	639,300		

備考 この表は、病院に勤務する医師・歯科医師で規程に定めるものに適用する。

(イ) 医療職給料表 (二)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	160,500	191,500	226,800	282,100	327,000	371,100	437,200
	2	162,300	193,100	228,400	284,000	329,000	373,800	439,800
	3	164,000	194,700	230,000	286,100	331,200	376,400	442,300
	4	165,600	196,300	231,600	288,100	333,400	379,100	444,900
	5	167,200	197,800	233,000	290,200	335,200	381,500	447,300
	6	168,900	199,300	234,600	292,300	337,400	384,200	449,800
	7	170,500	200,900	236,100	294,200	339,400	386,800	452,300
	8	172,300	202,400	237,700	296,200	341,600	389,500	454,800
	9	173,700	204,000	238,600	298,000	343,400	391,600	457,200
	10	175,500	205,700	240,000	299,900	345,500	393,900	459,600
	11	177,400	207,300	241,400	301,500	347,600	396,100	462,200
	12	179,200	209,000	242,500	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	181,100	210,400	244,000	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	182,600	212,000	245,300	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	184,400	213,600	246,500	309,100	355,100	404,400	469,900

16	186,200	215,200	247,800	311,100	357,100	406,500	471,200
17	187,700	216,600	248,600	313,100	358,900	408,300	472,400
18	189,200	218,200	249,800	315,100	360,900	410,300	473,700
19	190,700	219,900	250,900	317,200	362,900	412,200	475,000
20	192,200	221,600	252,000	319,300	364,900	414,300	476,300
21	193,800	222,900	253,400	321,100	366,700	416,100	477,500
22	195,100	224,400	254,200	323,100	368,700	417,700	478,900
23	196,600	225,800	255,100	324,900	370,800	419,300	480,300
24	198,000	227,300	256,000	326,900	372,900	420,800	481,500
25	199,500	228,500	257,000	328,600	374,300	422,300	482,900
26	200,700	229,900	258,100	330,500	376,100	423,600	484,200
27	202,000	231,200	259,200	332,500	377,900	424,900	485,600
28	203,300	232,400	260,400	334,500	379,600	426,200	487,000
29	204,700	233,600	261,800	335,800	381,400	427,500	488,400
30	206,100	234,900	263,400	337,600	382,900	428,700	489,500
31	207,400	236,400	265,000	339,300	384,500	429,900	490,600
32	208,800	237,700	266,500	341,100	386,200	431,000	491,700
33	209,900	238,700	267,800	342,800	387,500	432,200	492,800
34	211,200	240,000	269,500	344,600	388,800	433,400	493,700
35	212,500	240,900	271,100	346,500	390,100	434,600	494,600
36	213,800	242,100	272,700	348,300	391,300	435,800	495,500
37	214,900	243,400	274,100	350,100	392,400	437,100	496,500
38	216,100	244,500	275,600	351,800	393,600	437,900	
39	217,300	245,600	277,200	353,400	394,700	438,300	
40	218,500	246,700	278,600	355,100	395,800	439,000	
41	219,600	247,800	279,800	356,300	396,600	439,500	
42	220,700	248,700	281,200	357,400	397,400	439,900	
43	221,700	249,600	282,700	358,600	398,200	440,300	
44	222,700	250,400	284,200	359,800	399,000	440,700	
45	223,600	251,500	285,700	361,000	399,400	441,100	
46	224,500	252,800	287,400	361,800	400,000	441,500	
47	225,400	254,100	289,100	363,000	400,500	441,900	
48	226,300	255,300	290,700	364,100	400,900	442,200	
49	226,600	256,800	291,900	365,100	401,300	442,500	
50	227,400	258,200	293,500	366,100	401,600	442,900	
51	228,000	259,400	294,800	367,100	401,900	443,200	
52	228,800	260,600	296,400	368,100	402,200	443,500	
53	229,500	261,600	297,700	368,900	402,500	443,800	
54	230,200	262,900	299,200	369,700	402,800	444,100	
55	230,800	264,200	300,600	370,600	403,100	444,400	
56	231,400	265,300	302,100	371,500	403,400	444,700	
57	232,100	266,100	303,100	372,000	403,700	445,000	
58	232,700	267,300	304,300	372,800	404,000	445,300	
59	233,300	268,500	305,500	373,600	404,300	445,600	
60	234,000	269,600	306,900	374,400	404,700	445,900	
61	234,600	270,500	308,200	374,800	404,900	446,200	
62	235,300	271,600	309,400	375,500	405,200	446,500	
63	236,000	272,700	310,700	376,200	405,500	446,800	
64	236,700	273,800	311,900	376,900	405,800	447,100	
65	237,300	274,600	313,300	377,300	406,000	447,400	
66	237,900	275,700	314,100	377,900	406,200	447,700	
67	238,500	276,600	314,900	378,600	406,400	448,000	
68	239,000	277,700	315,700	379,200	406,600	448,300	
69	239,600	278,700	316,300	379,600	406,800	448,600	
70	240,300	279,700	317,000	380,100	407,000	448,900	
71	241,000	280,800	317,700	380,600	407,200	449,200	

	72	241,500	281,900	318,300	381,100	407,400	449,500	
	73	241,900	282,500	319,000	381,700	407,600	449,800	
	74	242,400	283,200	319,200	382,200	407,800	450,100	
	75	242,900	283,700	319,800	382,800	408,000	450,400	
	76	243,200	284,500	320,400	383,400	408,200	450,700	
	77	243,500	285,300	321,000	383,900	408,400	451,000	
	78	243,800	285,900	321,500	384,400	408,600	451,300	
	79	244,100	286,500	322,000	384,900	408,800	451,600	
	80	244,400	287,100	322,500	385,400	409,000	451,900	
	81	244,700	287,800	323,100	385,700	409,200	452,200	
	82		288,300	323,600	386,200	409,400		
	83		288,700	324,000	386,600	409,600		
	84		289,100	324,500	387,000	409,800		
	85		289,300	325,000	387,400	410,000		
	86		289,500	325,400	387,800			
	87		289,700	325,600	388,200			
	88		289,900	326,000	388,600			
	89		290,300	326,400	389,000			
	90		290,500	326,800	389,400			
	91		290,700	327,200	389,800			
	92		290,900	327,600	390,200			
	93		291,300	327,900	390,600			
	94		291,500	328,100				
	95		291,700	328,500				
	96		292,000	328,800				
	97		292,400	329,000				
	98		292,700	329,300				
	99		292,900	329,600				
	100		293,200	329,900				
	101		293,500	330,100				
	102		293,700	330,400				
	103		293,900	330,800				
	104		294,200	331,000				
	105		294,500	331,200				
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 この表は、病院に勤務する医療技術者で規程に定めるものに適用する。

(ウ) 医療職給料表 (三)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の	1	175,300	198,500	227,600	249,900	273,000	319,200	362,900	408,100
	2	177,800	200,300	229,500	251,800	275,200	321,400	365,500	410,500
	3	180,300	202,100	231,100	253,900	277,400	323,700	367,900	413,000
	4	182,800	203,900	232,700	255,900	279,600	325,900	370,500	415,400

職員	5	185,200	205,400	234,400	257,800	281,700	328,100	372,400	417,300
	6	186,900	207,200	236,000	259,900	283,900	330,100	374,900	419,600
	7	188,500	209,000	237,500	261,900	286,200	332,300	377,200	421,700
	8	190,200	210,800	239,000	263,900	288,400	334,500	379,700	423,900
	9	191,700	212,400	240,300	266,000	290,700	336,400	382,100	425,900
	10	193,400	214,200	241,900	267,700	292,900	338,600	384,800	428,000
	11	195,200	216,000	243,400	269,200	295,000	340,600	387,400	430,100
	12	196,900	217,800	244,900	271,000	297,000	342,800	390,100	432,200
	13	198,500	219,200	246,000	272,700	298,800	344,600	392,500	433,900
	14	199,900	221,000	247,500	274,500	300,800	346,600	394,800	435,700
	15	201,400	222,700	249,000	276,300	302,600	348,600	397,000	437,700
	16	202,900	224,500	250,300	278,300	304,200	350,600	399,400	439,700
	17	204,200	226,100	251,800	280,200	306,100	352,300	401,200	441,600
	18	205,500	227,800	253,000	282,200	308,400	354,300	403,200	443,400
	19	206,700	229,400	254,300	284,100	310,600	356,100	405,100	445,200
	20	208,000	230,900	255,500	286,000	312,900	358,000	406,900	446,900
	21	209,300	232,200	256,800	287,900	315,000	359,900	408,800	448,700
	22	210,600	233,800	258,200	289,700	317,100	361,800	410,600	450,200
	23	211,900	235,400	259,600	291,200	319,300	363,800	412,400	451,600
	24	213,200	236,900	261,100	292,600	321,400	365,700	414,300	453,100
	25	214,300	237,900	262,700	294,400	323,300	367,700	416,100	454,500
	26	215,600	239,400	264,400	296,400	325,300	369,600	417,600	455,800
	27	216,900	240,700	266,000	298,500	327,300	371,600	419,100	457,100
	28	218,200	241,900	267,600	300,500	329,300	373,600	420,700	458,300
	29	219,200	243,100	269,400	302,400	331,000	375,100	422,300	459,300
	30	220,300	244,100	271,200	304,500	333,100	376,900	423,600	460,000
	31	221,300	245,100	272,900	306,500	335,100	378,700	424,900	460,800
	32	222,300	246,100	274,600	308,600	337,200	380,300	426,100	461,500
	33	223,300	247,200	276,200	310,300	338,600	382,100	427,300	462,200
	34	224,200	248,100	277,900	312,400	340,500	383,500	428,600	463,000
	35	225,100	249,000	279,700	314,400	342,400	385,000	429,900	463,700
	36	226,000	250,000	281,200	316,400	344,300	386,600	431,100	464,300
	37	226,300	250,900	282,400	318,100	345,900	388,000	432,300	464,800
	38	227,100	252,200	284,100	320,100	347,800	389,200	433,100	465,400
	39	227,800	253,400	285,700	322,200	349,700	390,400	433,900	466,000
	40	228,500	254,700	287,400	324,300	351,500	391,500	434,700	466,600
	41	229,200	256,000	289,000	325,500	353,400	392,600	435,300	467,100
	42	230,000	257,400	290,700	327,500	355,200	393,800	436,000	467,600
	43	230,700	258,600	292,500	329,400	357,000	395,000	436,700	468,000
	44	231,300	259,800	294,300	331,500	358,700	396,100	437,400	468,300
	45	231,900	260,900	295,800	333,400	360,100	396,800	438,200	468,600
	46	232,500	262,100	297,500	335,300	361,400	397,500	439,000	
	47	233,100	263,400	299,000	337,300	362,800	398,200	439,400	
	48	233,800	264,500	300,600	339,200	364,200	398,900	440,100	
	49	234,500	265,600	302,200	341,100	365,500	399,500	440,600	
	50	235,100	266,600	303,900	343,000	366,400	400,100	441,000	
	51	235,600	267,800	305,500	344,800	367,500	400,600	441,400	
	52	236,300	268,900	307,200	346,700	368,600	401,000	441,800	
	53	237,000	269,900	308,100	348,200	369,400	401,400	442,200	
	54	237,600	270,900	309,600	349,600	370,300	401,700	442,600	
	55	238,200	272,000	311,100	351,100	371,200	402,000	443,000	
	56	238,700	273,100	312,700	352,600	372,100	402,300	443,300	
	57	239,300	274,000	314,300	354,200	373,000	402,600	443,600	
	58	240,000	275,000	315,900	355,000	373,800	402,900	444,000	
	59	240,700	275,900	317,500	356,200	374,600	403,200	444,300	
	60	241,200	277,000	319,000	357,200	375,400	403,500	444,600	
	61	241,700	278,100	320,500	358,100	376,100	403,800	444,900	
	62	242,300	279,100	321,700	359,200	376,800	404,100	445,200	

63	242,900	280,000	322,900	360,100	377,500	404,400	445,500	
64	243,400	281,000	324,100	361,200	378,200	404,700	445,800	
65	243,900	281,500	324,800	362,100	378,700	405,000	446,100	
66	244,500	282,400	325,700	362,800	379,300	405,300		
67	245,100	283,100	326,500	363,500	379,900	405,600		
68	245,600	284,000	327,300	364,200	380,600	405,900		
69	246,100	285,000	328,200	364,600	381,000	406,100		
70	246,600	285,800	328,600	365,200	381,700	406,400		
71	246,900	286,600	329,300	365,900	382,300	406,700		
72	247,300	287,400	330,100	366,600	382,900	407,000		
73	247,600	288,200	330,900	366,900	383,300	407,200		
74		288,700	331,600	367,600	383,900	407,500		
75		289,100	332,300	368,300	384,500	407,800		
76		289,600	333,000	369,000	385,100	408,000		
77		289,800	333,500	369,300	385,500	408,200		
78		290,100	334,100	369,900	386,000	408,500		
79		290,300	334,600	370,600	386,500	408,800		
80		290,700	335,200	371,200	387,100	409,000		
81		290,900	335,500	371,500	387,400	409,200		
82		291,100	336,000	372,100	387,800	409,500		
83		291,300	336,400	372,800	388,200	409,800		
84		291,500	336,900	373,400	388,600	410,000		
85		291,700	337,300	373,800	388,900	410,200		
86		291,900	337,800	374,300	389,200			
87		292,100	338,300	374,900	389,500			
88		292,300	338,800	375,400	389,800			
89		292,500	339,100	375,900	390,000			
90		292,700	339,500	376,500	390,300			
91		292,900	340,000	377,000	390,600			
92		293,100	340,400	377,300	390,800			
93		293,300	340,700	377,700	391,000			
94		293,500	341,100	378,200	391,300			
95		293,700	341,600	378,600	391,600			
96		293,900	342,000	379,000	391,800			
97		294,100	342,200	379,400	392,000			
98		294,300	342,600	379,900	392,300			
99		294,500	343,100	380,300	392,600			
100		294,700	343,500	380,700	392,800			
101		294,900	343,700	381,000	393,000			
102		295,100	344,100	381,400				
103		295,300	344,500	381,800				
104		295,500	344,800	382,200				
105		295,700	345,100	382,600				
106		295,900	345,500	383,000				
107		296,100	345,900	383,500				
108		296,300	346,300	383,900				
109		296,500	346,800	384,300				
110		296,700	347,200	384,700				
111		296,900	347,600	385,200				
112		297,100	348,000	385,600				
113		297,300	348,500	386,000				
114		297,500	348,900					
115		297,700	349,200					
116		297,900	349,500					
117		298,100	350,000					
再任用職員	187,700	215,200	244,900	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、病院に勤務する看護師（助産師及び准看護師を含む。）で規程に定めるものに適用する。
別表第2の2を次のように改める。

別表第2の2（第2条関係）

技能職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
	37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
	38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
	39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
	40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
	41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
	42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
	43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
	44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
	45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
	46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
	47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
	48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400	

50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	
78	218,700	256,200	288,200	314,500	
79	219,100	256,700	288,700	314,800	
80	219,500	257,200	289,100	315,100	
81	220,000	257,500	289,500	315,400	
82	220,300	257,800	289,900	315,700	
83	220,600	258,100	290,400	316,000	
84	221,000	258,400	290,900	316,300	
85	221,500	258,600	291,300	316,500	
86	221,900	258,800	291,900	316,900	
87	222,300	259,100	292,500	317,200	
88	223,000	259,400	293,100	317,400	
89	223,400	259,600	293,400	317,600	
90	223,900	259,800	293,900	317,900	
91	224,400	260,200	294,400	318,200	
92	224,800	260,400	294,800	318,500	
93	225,100	260,700	295,200	318,700	
94	225,500	261,100	295,700	319,000	
95	225,900	261,400	296,200	319,300	
96	226,200	261,700	296,700	319,500	
97	226,500	261,900	297,000	319,700	
98	226,900	262,200	297,400	320,000	
99	227,300	262,400	297,900	320,300	
100	227,700	262,700	298,400	320,500	
101	228,100	263,000	298,800	320,700	
102	228,500	263,200	299,200	321,000	
103	228,900	263,500	299,500	321,300	
104	229,300	263,800	299,800	321,500	
105	229,700	264,000	300,100	321,700	
106	230,200	264,200	300,500	322,000	
107	230,500	264,500	300,900	322,300	

	108	230,900	264,700	301,300	322,500	
	109	231,100	265,000	301,600	322,700	
	110	231,500	265,300	302,000	323,000	
	111	232,000	265,600	302,400	323,300	
	112	232,400	265,800	302,700	323,500	
	113	232,600	266,000	302,900	323,700	
	114	233,100	266,300	303,200	324,000	
	115	233,600	266,500	303,500	324,300	
	116	234,100	266,700	303,700	324,500	
	117	234,400	267,000	303,900	324,700	
	118	234,800	267,300	304,200	325,000	
	119	235,200	267,600	304,500	325,300	
	120	235,600	267,900	304,700	325,500	
	121	236,000	268,100	304,900	325,700	
	122		268,300	305,200	326,000	
	123		268,600	305,500	326,300	
	124		268,900	305,700	326,500	
	125		269,100	305,900	326,700	
	126		269,300	306,200	327,000	
	127		269,600	306,500	327,300	
	128		269,900	306,700	327,500	
	129		270,100	306,900	327,700	
	130		270,300	307,200	328,000	
	131		270,600	307,500	328,300	
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用職員	ア	187,700	215,200	244,900	274,600	289,700
	イ	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考

1 この表は、技能職員に適用する。

2 アは再任用職員である技能職員（以下この項において「再任用技能職員」という。）として平成31年4月1日に新たに採用された者を、イはそれ以外の再任用技能職員を示す。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。ただし、附則別表及び別表第1から別表第2の2までの改正規程は、令和4年4月1日から適用する。

上 下 水 道 部

池田市水道事業及び公共下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和4年11月4日

池田市上下水道事業管理者 増 井 文 典

池田市上下水道管理規程第5号

池田市水道事業及び公共下水道事業会計規程の一部を改正する規程

池田市水道事業及び公共下水道事業会計規程（平成11年池田市水道管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第23条中「大阪、神戸、京都及び和歌山の各手形交換所」を「全国」に改める。

附 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。